妊婦・乳児健康診査に関する意見調整会議アンケート　資料３－３

Ⅰ　令和２年度に向けた県医師会との協議体制について

平成２７年度、「妊婦・乳児健康診査に関する意見調整会議運営要領」が作成され、意見調整会議は、県内市町村の妊婦・乳児健康診査担当課長で組織され、市長会会長市の担当課長を意見調整会議の座長としています。また、県医師会との協議は、意見調整会議での決定事項を基に、県医師会からの要望に対して協議会（座長、市長会各ブロックを代表する市の担当課長及び町村会の担当課長等）を編成して行なうことになっています。

問１　要領に基づき、県内統一実施の推進のために意見調整会議を組織し、県医師会との協議を実施することについて考えをお聞かせください。

ア　運営要領に基づいた方法で実施する。

イ　その他（具体的にお願いします。　　）

Ⅱ　妊婦健康診査の単価について

妊婦健康診査費用について、昨年度の協議では、検査内容の変更はなく、健診料は基本健診分は据え置き、初回血液検査、血算について、平成３０年度診療報酬改定分１５０円の増額となりました。

今年度、県医師会からは、基本健診の増額（＋2,090 円）の要望が出ております。

１、４、８、12 回目：3,770 円→5,860 円、その他の健診：4,290 円→6,380 円

問２　検査項目等の変更はないものとして、単価についての考えをお聞かせください。

（１）　基本健診の単価について

ア　増額は不可（現状維持を希望）

イ　消費税増税分の増額はやむをえない

※１回につき 70 円増額（3770 円の約２%）：年間で 980 円の増

委託料内訳表の加算案(B)参照

ウ　その他（　　）

（２）　その他の検査料等について

ア　増額は不可（現状維持を希望）

イ　消費税増税分の増額はやむをえない

※検査外注分の消費税増税分として年額 460 円の増額

委託料内訳表の加算案(A)参照

ウ　その他（　　）

（３）　総額として、一人についてどの程度まで増額が可能ですか。

（　　円まで）

※委託料内訳表の加算案(A)＋(B)参照

（４）　その他、意見等があれば、ご記入ください。

（　　）

Ⅲ　産婦健康診査について

令和元年度より、全市町村が実施となりました。

県医師会からは、今年度も回数を増やし、２回補助の要望が出ています。

問３　産婦健康診査の実施状況について

（１）　実施回数は、何回ですか。

ア　１回

イ　２回

（２）１回の場合　令和２年度に回数を増やす予定はありますか。

ア　ある

イ　なし（理由　　）

ウ　検討中

Ⅳ　新生児聴覚検査について

昨年度の協議会において、県医師会から、「全市町村で公費で実施してほしい」との要望がありました。それを踏まえて、新生児聴覚検査の実施についてお尋ねします。

問４　新生児聴覚検査を実施していますか。

ア　はい

金額　　円（１回あたり）

助成対象検査（　　）

イ　いいえ

①令和２年度に実施する予定がある。

②令和２年度の実施を検討している。

③令和３年度以降の実施を検討している。

④当面実施する予定はない。（理由　　）

Ⅴ　乳児健康診査について

乳児健康診査は、現在２回（一部の市町村では１回）の補助としていますが、昨年度の協議会において、県医師会から３回目の補助の要望があり、今年度の要望書においては、「※集団健診を除く乳児検診の市町村補助回数を３回にしていただきたい」と追記されております。

また、１歳前となっている乳児健診票の使用期限を１歳３か月まで延ばしてもらいたいとの要望がありました。

単価については、7,120 円（税込）の要望となっております。

それを踏まえて、乳児健康診査の補助回数と単価についてのお考えをお聞かせください。

問５　乳児健康診査の補助は、何回実施していますか

ア　１回

イ　２回

ウ　３回

問６　今後の予定について

ア　令和２年度に回数を増やす予定がある。

イ　令和３年度以降回数を増やす予定がある。

ウ　当面回数を増やす予定はない（理由　　）

問７　乳児健康診査の、補助期間を延長することについて

ア　補助期間の延長が必要である。

イ　補助期間の延長について検討してもよい。

ウ　補助期間を延長する必要はない。

必要がないとする場合、その理由を具体的にご記入ください。

（　　）

問８　問７で、ア又はイと回答された市町村へ

（１）延長が効果的と思われる期間

（ex.１歳１ヶ月まで、１歳になった月の末日まで）

ア　１歳の誕生日まで

イ　１歳（　　）まで

ウ　その他（　　）

（２）延長可能にするために必要なことがあれば（例　令和３年度からなら可能　など）

（　　）

問９　乳児健康診査の単価（現在 6,120 円）について、令和２年度に検査項目の変更はないものとして、単価についての考えをお聞かせください。

（１）乳児健康診査の単価について

ア　増額は不可（現状維持を希望）

イ　ある程度の増額はやむをえない

①　１回につき1,000 円（医師会の要望どおり）

②　１回につき１１０円（消費税増税分を考慮）（委託料内訳表増税加算案参照）

③　その他（　　円）

（２）その他、意見等があれば、ご記入ください。

（　　）

Ⅵ　産婦健康診査受診票の助産所の利用について

問１０　「所見内容が、助産所で可能であるため、助産所での利用を可能にしてもよいのではないか」との意見がありました。産婦健康診査受診票を助産所で利用可とすることについて、考えをお聞かせ下さい。

ア　賛成

イ　反対

ウ　意見があれば、お聞かせください。

（　　）

問１１　８月２日（金）の意見調整会議の実施に向けて、妊婦・乳児健康診査や調整会議等に対するご意見・要望等がありましたら、ご記入ください。

※アンケート内容の詳細やご不明な点の問合せ先

碧南市健康推進部健康課　　齋藤、羽佐田

〈電話 0566-48-3751、FAX0566-48-2165、

E-Mail　kenkouka@city.hekinan.lg.jp〉

※アンケート回答票についての問合せ先

愛知県市長会　園田

〈電話 052-962-4171、FAX052-962-4154、E-Mail　sonoda@swan.ocn.ne.jp 〉

【添付資料】　①運営要領

②令和２年度医師会要望

③平成３１年度妊婦・乳児健康診査に関する協議会　協議結果概要

④委託料内訳表